

# 労災保険の二次健康診断等 (労働者災害補償保険法第26条)

労災保険法による過労死の予防給付として制定された制度で、定期健康診断の結果に「対象者選別の項目」において下記の異常所見があると診断された労働者は二次健康診断の項目と特定保健指導の内容について「二次健康診断等給付」を請求できます。ただし、既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められる者を除きます。

## 対象者選別の項目(一次健康診断)

- ・血圧の測定
- ・血中脂質検査(総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪)
- ・糖尿病検査(血糖若しくはヘモグロビンA1c)
- ・肥満度(BMI)の測定



## 二次健康診断の項目

- ・空腹時血中脂質検査(空腹時の総コレステロール、HDLコレステロールまたは中性脂肪)
- ・血糖検査(空腹時の血中グルコースの量の検査)
- ・ヘモグロビンA1c(一次健康診断で行った場合を除きます)
- ・負荷心電図検査または胸部超音波検査(心エコー検査)
- ・頸部超音波検査(頸部エコー検査)
- ・微量アルブミン尿検査

## 特定保健指導の内容

- ・栄養指導  
適切なカロリー摂取等、食生活上の指針を示す指導
- ・運動指導  
必要な運動の指針を示す指導
- ・生活指導  
飲酒、喫煙、睡眠等の生活習慣に関する指導

